

千葉ポートアリーナ
ネーミングライツスポンサー募集要項

令和7年12月

千 葉 市

1 募集の趣旨

千葉市は安定的な財源確保により持続可能な施設等の運営を行うため、千葉ポートアリーナのネーミングライツスポンサーを募集します。

2 募集主体

千葉市

3 対象施設

千葉ポートアリーナ (千葉市中央区問屋町1-20)

別紙「千葉ポートアリーナの概要」参照

4 応募資格

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツスポンサーとなることを希望する法人およびその他の団体
- (2) 千葉市広告掲載要綱および千葉市広告掲載基準を満たす法人およびその他の団体
- (3) 市税等の未納がないこと
- (4) 一つの愛称標示であれば、複数企業合同での申込を可とします。(複数企業の愛称が入った標示は不可となります。) この場合、必ず代表企業を定めることとし、応募申込書に、代表企業がわかるよう記載願います。

5 ネーミングライツスポンサーに提供するスポンサーメリット

(1) 愛称案

千葉ポートアリーナの「愛称」として、企業名または商品（ブランド）名を冠することができます。

これにより、市は、市の各種表示および印刷物等において施設愛称を使用する他、本施設の愛称を表示するあらゆる機会に対して、施設愛称を正確に使用することを求め、施設愛称が最大限の露出を得られるよう努めます。（本施設利用者の利便性や安全性を損なう等の管理運営上支障が生じる場合を除く。）

但し、募集する愛称は施設の「愛称」であることから、千葉ポートアリーナ設置管理条例において定める施設の名称および千葉市公有財産台帳等における名称の改正は行いません。

(2) 愛称掲出対象物

千葉ポートアリーナへの施設愛称掲出

- | | | |
|---|-----------|-----|
| ア | 体育館出入口 | 3か所 |
| イ | 体育館出入口御影石 | 2か所 |
| ウ | サブアリーナ外壁 | 1か所 |

6 募集条件

応募にあたっては、以下の内容を満たした提案を求めるものとします。

内 容	条 件	備 考
命名権料	^(※) 原則、年間1, 200万円以上	消費税および地方消費税は別途。 (※) 金額が条件額に満たない場合でも、愛称案や地域貢献に関する付帯提案等の内容により、優先交渉権者を選定する場合もあります。
契約期間	4年間	令和8年10月1日 ～ 令和12年9月30日
愛称使用開始の時期	令和8年10月（予定）	

7 制約・付帯条件

- (1) 契約期間中の愛称の変更はできません。
- (2) 施設愛称の掲出については、「千葉市屋外広告物条例」および「千葉市屋外広告物条例施行規則」のほか、「千葉市景観計画」、「光害対策ガイドライン（環境省）」を参考に、交通および周辺環境に配慮したものを設置することとします。
また、既に施設名称が掲出されている箇所への愛称の掲出については、既存と同程度の文字の大きさのものを設置することとします。
- (3) 市とスポンサーの費用負担は、次の表を基準とします。

区分	市	スポンサー
命名権料		○
敷地内外の看板等の新設や表示変更		○
新設および表示変更した敷地内外の看板等の契約期間終了後の原状回復		○
愛称の使用開始後に作成する印刷物や市ホームページの表示変更	○	

- (4) スポンサーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約を解除できるものとします。その場合における原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とします。また、契約の解除に伴い、スポンサーに損害が発生した場合であっても、市は負担を負わないものとします。
- (5) スポンサーは、愛称の使用に伴い、必要に応じて、市関係各課、所轄警察署および周辺交通事業者等との看板等の設置や変更に係る協議を行うこととします。
- (6) この要項に定めのない事項については、法令等の定めを踏まえ、市と協議することとします。

8 選定方法等

(1) 選定方法

市で設置する「千葉ポートアリーナネーミングライツ検討委員会」により、優先交渉権者を選定します。

(2) 選定基準

千葉市の都市イメージおよび施設のイメージとの整合性、ネーミングライツに対する提示金額、愛称案や地域貢献に関する付帯提案の内容、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」との整合性等を総合的に勘案し選定します。

(3) 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された候補者を市のホームページなどで発表します。

(4) 申込方法

別紙「ネーミングライツスポンサー応募申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、下記の申し込み先に持参または郵送により提出してください。

(5) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時までにスポーツ振興課へ持参または郵送（必着）

(6) 質問および回答

募集要項の内容等に対する質問を次のとおり受け付けます。

ア 期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月9日（金）

イ 受付方法

別紙質問書により、「8 お申し込み・問い合わせ先」に、電子メールにて提出してください。

ウ 回答方法

令和8年1月16日（金）までに法人名等を除き、質問と回答を市のホームページで公表します。

9 お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 宛

TEL 043(245)5967

E-mail sports.CIL@city.chiba.lg.jp

○参考資料

- (1) 千葉市広告掲載要綱
- (2) 千葉市広告掲載基準
- (3) 千葉市屋外広告物条例
- (4) 千葉市屋外広告物条例施行規則
- (5) 千葉市景観計画
- (6) 光害対策ガイドライン（環境省）